

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 上下水道課

会議の名称	令和8年度 第1回 茅野市上下水道事業運営審議会		
開催日時	令和8年4月8日（水） 18時30分～19時50分		
開催場所	市役所 8階大ホール		
出席者	※出席委員：矢崎会長、久保副会長、朝倉委員、伊東委員、沼尻委員、百瀬委員、岩島委員、北原委員 ※市側出席者：今井市長、柳平都市建設部長、鎌倉上下水道課長、佐々木庶務経営係長、藤澤営業係長、荒井上水道整備係長、谷給水維持係長、伊藤下水道整備係長、畠山下水道管理係長、土橋庶務経営係主査、藤森庶務経営係主査		
欠席者	牛山委員、小山委員		
公開・非公開の別	(公開)・非公開	傍聴者の数	2人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
都市建設部長	○議事 1 開会 2 委嘱 3 市長挨拶 4 自己紹介 5 諮問 （1）下水道事業の使用料改定について 6 その他 7 閉会 ○議事録 1 開会 社会情勢が変化する中、上水道事業・下水道事業は、今のままですと厳しい状況を迎えることとなります。そこで、本日、下水道使用料改定について諮問をさせていただきます。今年度数回にわたりご審議をいただくことになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。それではただ今から、令和8年度第1回茅野市上下水道事業運営審議会を開会いたします。		
庶務経営係長	本日出席いただいている委員の方は8人です。委員数10人の過半数の出席をいただいておりますので茅野市上下水道事業運営審議会設置条例第6条第2項の規定に基づき、審議会は成立しましたことをご報告申し上げます。		
庶務経営係長	2 委嘱 続いて、任期中ではございますが、委員が1名交代しておりますので、市長から委嘱をさせていただきます。		
市長	・・・・委嘱書交付・・・		

市長

3 市長挨拶

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

この審議会は、昨年の3月議会で条例設置された新しい審議会でありまして、水道事業と下水道事業の運営に関する重要な事項をご審議していただく審議会になります。

水道事業・下水道事業ともに、ご承知のとおり施設の老朽化が進み、更新をしていかなければならないという状況にありますし、耐震化も急がなければいけない、そうした状況下にあります。なおかつ、物価高騰、それから人口減少が予想されているなかで将来的な負担が増えていってしまうということが見えてきている、そういった厳しい状況にあります。

このような状況のなかで、今回は、下水道事業の使用料改定について審議していただきたいと思います。

市民の皆様や事業者の皆様に負担をおかけすることになってしまうわけですけれども、将来にわたって下水道施設を安定的に維持し、皆様方にサービスを提供していくために必要な改定となりますので、それぞれのお立場からご意見をいただき、ご審議いただければ、そんなふうにいるところでございます。

本日を含め、何回かにわたってご審議いただくことになろうかと思っておりますけれども、よろしく願い申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。お世話になりますどうぞよろしく願いいたします。

4 自己紹介

(委員、市職員が自己紹介)

5 諮問

庶務経営係長

それでは、5の諮問についてお願いします。ここからの進行は、会長にお願いしたいと思いますが、その前に市長から諮問書をお渡ししたいと思います。会長は前の方に出ていただきまして、市長から諮問書をお受け取りいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

市長

(市長から会長へ委嘱書を渡す。)

庶務経営係長

市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長

ただ今、今井市長から下水道事業の使用料改定について諮問を受けました。今後、このことについて当審議会で審議をし、市長に答申をすることになります。よろしく願いいたします。

まずは、詳細についての説明をお聞きしたいと思いますので、市側に詳細の説明を求めます。

上下水道課長

(資料3に基づき説明)

会長

ただ今、詳細について説明を受けました。今後の審議の進め方については、本日説明を受けたばかりですので詳細の審議は第2回で実施し、その審議の状況によってですが、第3回で答申について固めていければと思います。

それでは、ただ今の説明についてご質問がありましたらお願いします。

会長

ボリュームが大きくすぐに質問は難しいかと思しますので、しばらく時間をとりたいと思います。この審議会は上下水道事業運営審議会ですが、今回諮問を受けたのは、下水道のみでございますので、ご承知おきください。

上下水道課長
委員

公衆浴場については、現在も赤字ということですよ。

はい。

感想から言いますと、一般家庭は月 3,000 円から 4,000 円くらいですよ。あまり高くなく安い方かなと思います。ありがたいことだなと思います。茅野市の水は良い水ですよ。それをもっとアピールすれば、もっと使ってもらえると思いますし、最近ウォーターサーバーなどありますが、そういったところにお金をかけるよりはもっと水道水を使ってもらえるのではないかと、茅野市の水の良さを伝えれば、もっと水道を使ってもらえるのではないかと思います。

それでは質問ですが、公衆浴場の使用量はどの位あるのですか。

この料金改定で、これから実施しなければいけない整備事業、修繕とか更新とか、そういうものを賄える形で改定率を計算しているのか、その2点をお聞きします。

庶務経営係長

まず、更新の関係ですが、ここで管渠の耐用年数 50 年が経過してきます。更新にあたっては、ストックマネジメント計画という計画を立てて、それに基づいて更新をしていくのですが、耐用年数が経過したらすぐ更新をするのではなく、耐用年数を経過した管渠についてカメラ調査をし、調査の結果更新をする必要があるところを更新するという流れになります。調査をして、まだ使える管渠は引き続き使っていくという進め方になります。

そのため、何年度にどのくらい更新工事をやるかというのは調査の結果によるため、明確にはなっていないです。今回の改定案で用いた資産維持費は、現在の資産額から計算上出したものになります。当面はこの資産維持費を確保できれば更新はしていくことができると考えています。更新とは別に耐震化の工事もありまして、耐震化は以前の耐震基準で作られた管渠については耐用年数が来っていないものについても対応していかなければいけないのですが、これは資産維持費には含まれていないです。それらやらなければいけないもの全てができるというところまでの収入の確保は今回の改定では至っていないですが、当面の更新に必要な経費の確保はできると考えています。

委員

公衆浴場の収入は、令和 6 年度の実績ですが年間の総額で約 1,500 万円になります。

公衆浴場の金額は 1,500 万円というのはわかりましたが、使用量はわかりますか。

庶務経営係長
委員

1,500 万円を 67.1 円の単価で割り返しますと、234,000 m³位になります。

年間ですよ。月だとどれ位ですか。

庶務経営係長
委員

19,500 m³位です。

公衆浴場は市の温泉施設ですよ。そこの使用料をなぜそこまで抑えなければいけないかなと思います。民間で通常の使用料で浴場を提供しているところもある中で、あまりにも差があり過ぎるのではないかなと思います。考え方によっては、使用料を抑えて民業を圧迫しているように見えます。

国の補助金がもらえなくなるということだと、使用料改定をせざるを得ないと思いますが、収入を増やす努力や、物価が上がっているなかでもこうい

	<p>うことを改善して経費を抑える努力をしているというものがないと、なかなか理解をしてもらえないのではないかと思います。そういう観点からも公衆浴場に話は戻りますが、市の持っている温泉施設について安い料金としているというのは、一市民としても、一経営者としてもどうなのかなと思います。</p> <p>それと、今後使用水量が減っていく見込みのようですが、以前は大口の使用量が増えると施設の拡充が必要になるから大口の単価を上げて使用量の抑制をしているということでしたが、全体として量が減っているのだったら、思い切って大口の人が使いやすくして全体の量を増やすということをするれば、計算してみなければわかりませんが、全体の売り上げを上げることに繋がるのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>審議の進め方ですが、質問と意見が混ざりますと論点がぼやけてしまいますので、本日は質問を中心をお願いしたいと思います。質問の関連でのご意見は構いませんので、お願いいたします。</p>
庶務経営係長	<p>今のお話の中で、公衆浴場の関係ですが、市の温泉施設以外に区で温泉施設を持っているところにも公衆浴場の単価が適用されています。</p>
会長	<p>月 500 m³以上使っている使用者は、ホテル等の観光施設ですか。</p>
庶務経営係長	<p>主なものは工場になるかと思います。</p>
会長	<p>観光施設はないのですか。</p>
庶務経営係長	<p>観光施設も入っているかもしれませんが、半導体関連などの水を大量に使う工場が多いです。</p>
委員	<p>下水道の料金改定ということですが、地下水を使っても下水道使用量に入るのでよね。</p>
上下水道課長	<p>井戸水を使っている下水道に放流しているところもあります。</p>
委員	<p>黒字分をインフラ施設の維持更新というところに使って還元されると書かれています。これまで黒字だったときにどんなインフラ施設の投資をされたのかという事を教えてください。先ほどの話ではカメラで管の中を見ながら更新が必要なところを行っていくという話でしたが、そこを含めて維持管理ということだと、どんな計画をもってこの黒字のときのインフラ整備をやっていて、これからどんな見込みがあってそのことをやるためにこれだけの価格改定をする必要があるのかという資料があるとわかりやすいと思います。</p>
庶務経営係長	<p>今までの黒字分を何に使っていたかということですが、これまでは耐用年数が経過しておらず、整備をしてきていて、近年は整備も落ち着いてきました。整備をするに当たっては、国から補助金をもらったりもしますが、それ以外は起債とか公営企業債という言い方をしますがいわゆる借金で整備費用を賅っていました。黒字分はそちらの返済に充ててきていました。返済のピークは越してきていますが、今後も返済は続いていくという状況です。そういった状況の中で、整備開始から 50 年以上経過し、今後更新もしていかなければいけないという状況になってきていますので、今後更新にも経費がかかってくることになります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。今の事を資料で見ようとするとどの部分に書かれているのでしょうか。</p>
庶務経営係長	<p>明確に書いてある部分はないです。表などでうまく表せるかわかりませんが、追加資料を検討させていただきます。</p>
委員	<p>維持管理をするのはとても重要な事ですし、維持が困難になりますと私た</p>

	<p>ちの生活の根幹を揺るがしてしまうことになりかねないものですが、値上げをする根拠というところと、今まで黒字だったものがどう使われていて、それがどういう風に推移するから値上げする必要があるのかというところが、やはり可視化できるとわかりやすいかなという感じを受けましたので、追加の資料をお願いしたいと思います。</p>
<p>委員 下水道整備係長</p>	<p>これから下水道を新規に敷設していく計画はありますか。</p>
	<p>近年ですと、蓼科の道の駅のところまで下水道を敷設する工事をしていましたが、そこでいったん新規整備は終わりました、今は修繕・改築の時代に入ってきているという状況です。整備率も90%後半ということで、ほぼ概成しています。新規の下水道工事としては、下水道計画区域内で下水道が未整備のところ一般住宅を新築するというのがたまにあり、そのときに数十メートル下水道を敷設するというケースがあります。</p>
<p>委員 下水道整備係長</p>	<p>今は蓼科の道の駅まで行っているのですね。そこから先の計画はないということですか。</p>
	<p>計画としては、近い将来整備をする計画である事業計画と最終的にここまで整備するという計画である全体計画というものがあります。全体計画では城の平の辺りまで計画がありますが、事業計画では蓼科の道の駅近くのホテルの辺りまでとなっています。聞き取り等により、道の駅から先の事業計画区域については下水道整備の希望がないため、道の駅から先の整備予定はありません。</p>
<p>委員 下水道管理係長</p>	<p>今後、下水道の整備エリアを拡張しないということであれば、先ほどの売上を伸ばすという観点からいくと、下水が雨水排水系統に流れているというのは、解消されているのですか。</p>
	<p>不明水の関係ですが、昨年度委託をしてどういった対策ができるかまとめてもらいました。その中で、本管については管更生等で浸入水の対策をしているところですが、エリアを絞って管の中に煙を入れたり色水を流してみたりといった方法で誤接続を発見できます。また、温度計や流量計などの機械を設置してどのエリアに不明水が多いかがわかってきましたので、そういったものをもとに対策をしていきたいです。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>質問の趣旨がうまく伝わらなかったですが、下水道を雨水に流している、(つまり未接続)ものを下水道につないでもらえれば使用料収入が増えるのかなと思いましたので、そういった取組も進めてもらえればと思います。</p>
<p>庶務経営係長</p>	<p>財政推計の条件で、人件費と委託料が毎年2%増で、企業債の借入利率を2%で見込んだとありますが、どういう根拠でしょうか。</p>
	<p>人件費と委託料の2%増についてですが、明確な根拠はないですが、近年人件費が毎年増となっていることから、実績を基にこれ位伸びるのではないかと見込みました。委託料についても、人件費が労務単価に影響することから、同じ率で見込んでいます。企業債の利率については、直近の利率が1.6%であり、今後も上昇する見込みですが、どこまで上がるかはわからないため、1.6%の小数点以下を切り上げた2%として見込みました。</p>
<p>委員</p>	<p>一般的には10㎡から30㎡が多いかと思いますが、一般家庭等の利用については、流域下水道の維持管理負担金よりかなり高い単価になっているので、公衆浴場単価は流域下水道維持管理負担金と同額に抑えるというのはどういう理由なのか引っかけられます。うまくまとまらないので、また次回までにまとめてきます。</p>

庶務経営係長	<p>十分な答えになっていないかもしれませんが、公衆浴場の単価については湯船の水を大量に流すわけですが、その水はそこまで水質が悪いものではないということと、公衆衛生上の配慮というもので単価が抑えられていると推測されます。</p>
会長	<p>ほかに委員さんからご質問がないようでしたら、次に移りたいと思います。</p> <p>6 その他</p> <p>それでは、次第の6、その他であります。事務局から何かあればお願いします。</p>
庶務経営係長	<p>・次回審議会の日程について</p> <p>メールで日程調整させていただいていました次回審議会の日程についてですが、5月20日（水）に開催させていただきたいと思います。</p> <p>どうしても都合がつかない委員もいらっしゃる日ですが、別日で調整すると6月以降になってしまい、その後の日程がかなり厳しくなってしまうことから、委員のご理解もいただけたことから、その日の開催とさせていただきました。委員には事前に意見をお伺いして審議会の中で発表させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今日か明日には、確認のメールをお送りさせていただきますが、皆様予定をお願いします。</p>
会長	<p>時間は今日と同じ時間ですか。</p>
庶務経営係長	<p>同じ時間をお願いします。場所の方は、メールでご連絡します。</p> <p>・ウォーターPPPについて</p> <p>下水道事業について、官民連携を推進するウォーターPPPの導入が国の補助金の要件になったことから、令和7年度に導入可能性調査を実施し、導入の可否を検討しました。その結果、受託者の見込みもあり導入は可能という結果になりました。</p> <p>今後の進め方については、国の動向等も踏まえ検討していきます。詳細については、次回以降の審議会で報告できればと考えています。</p>
委員	<p>ウォーターPPPとはどういうものでしたか。</p>
会長	<p>もう少し詳しく説明をお願いします。</p>
庶務経営係長	<p>「ウォーターPPP」と国で呼び始めたのですが、今は「水の官民連携」と言ったりもします。国では水道事業を含めていますが、茅野市では下水道事業のみで検討しています。事業を行うに当たって、今まで以上に民間の力を使っていくというもので、維持管理について10年間の包括的な委託をする、導入する型によっては工事も含めて10年間の委託をするというものになります。茅野市においては、導入可能性調査の中で工事を含めるのは難しいという結論になりましたが、維持管理については10年間の包括的な委託をすることが可能であるという結論が出ています。</p> <p>こちらについて今後進めていきたいと思いますが、詳細については、後日ご報告させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>現在の契約は1年間の契約ですか。</p>
庶務経営係長	<p>現在は、毎年、業務ごとに契約をするという方法です。</p>
会長	<p>それを包括して10年間を一括で契約するというのがウォーターPPPということですね。</p>
庶務経営係長	<p>はい。</p>

<p>会長</p>	<p>他によろしいですか。それでは、ないようですので以上で議事の方を終了したいと思います。次回の審議会ではご意見を中心にお伺いしたいと思います。委員の皆さんは持ち帰っていただいて、疑問点等ありましたら事務局へお寄せいただいて、次回の審議会でご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>上下水道課長</p>	<p>本日、ご質問やご意見もいただいたところですが、次回の5月20日の日に第2回の審議会を開催し、ご意見をいただきたいと思いますが、それまでにこういった資料が議論するのに必要なのではといったことがありましたら、ご連絡ください。</p>
<p>庶務経営係長 都市建設部長</p>	<p>閉会の挨拶を部長から申し上げます。 長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。今日諮問しました下水道料金につきましては、これから下水道事業を安定的に進める上でも非常に重要なこととなりますので、引続きお願いしたいと思います。その他で話がありましたウォーターPPPだとか国の動向がかなり転換期になってきております。その辺りも含めまして上下水道事業について検討していかなければいけないこともありますので、皆様のご協力をお願いしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。</p>

令和8年度第1回茅野市上下水道事業運営審議会次第

日時 令和8年4月8日(水)
午後6時30分～
場所 茅野市役所
8階大ホール

1 開 会

2 委嘱

3 市長挨拶

4 自己紹介（資料1）

5 諮問

（1）下水道事業の使用料改定について（資料2、資料3）

6 その他

7 閉 会

茅野市上下水道事業運営審議会 委員名簿

区分	氏名	備考
会長	矢崎 貞和	茅野商工会議所
副会長	久保 吉人	公立諏訪東京理科大学
1号 委員	牛山 浩一	牛山会計事務所
	小山 岳史	株式会社八十二長野銀行茅野支店
2号 委員	朝倉 祐一	一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構
	伊東 久公	茅野市民生児童委員協議会
	沼尻 春男	諏訪食品衛生協会
	百瀬 真希	茅野市精密工業連合会
3号 委員	岩島 揚子	水道又は下水道使用者
	北原 由美	水道又は下水道使用者

(区分ごとの50音順・敬称略)

茅野市職員名簿

職名	氏名
都市建設部長	柳平 智秀
上下水道課長	鎌倉 亮
庶務経営係長	佐々木 敏明
営業係長	藤澤 豪
上水道整備係長	荒井 憲一
給水維持係長	谷 亨
下水道整備係長	伊藤 琢弥
下水道管理係長	畠山 貴行
庶務経営係主査	土橋 綾子
庶務経営係主査	藤森 沙穂子

8 水第 53 号
令和 8 年(2026 年)4 月 8 日

茅野市上下水道事業運営審議会
会長 矢崎 貞和 様

茅野市長 今井 敦

諮 問 書

茅野市上下水道事業運営審議会設置条例（令和 7 年茅野市条例第 4 号）第 2 条の規定により、下記の件について、茅野市上下水道事業運営審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

茅野市下水道事業の使用料を次のとおり改定することについて

(1) 改定日 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 平均改定率 20.89%

(3) 改定内容 (税込)

区分		現行使用料	改定後使用料	
一般	基本使用料	10 m ³ まで	1,435.5 円	1,782.0 円
	超過使用料 1 m ³ につき	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	168.3 円	206.8 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	184.8 円	224.4 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	201.3 円	242.0 円
		100 m ³ を超え 300 m ³ まで	220.0 円	259.6 円
		300 m ³ を超え 500 m ³ まで	235.4 円	275.0 円
		500 m ³ を超える場合	243.1 円	281.6 円
公衆浴場	1 m ³ につき	67.1 円	91.3 円	

2 諮問理由

茅野市では、昭和 50 年 2 月に下水道事業に着手し、昭和 56 年 2 月に供用を開始し、令和 6 年度末現在で下水道普及率は 97.2%と概ね整備も完了しています。平成 19 年度に他市町村と比べて早い段階で地方公営企業法を適用し、企業会計の考え方にに基づき事業を実施しているほか、地方公営企業法の適用に合わせて部・課の統合をし、水道事業と下水道事業の両事業を 1 つの課で実施するなど効率的な組織運営も図ってきました。

平成 22 年 4 月に料金改定を実施して以降、使用料を据え置いてきました(消費税率の引き上げに伴う改定は除く。)が、昨今の物価高騰や人件費の上昇により、経費が大幅に増加してきています。また、人口減少による将来的な使用料収入の減少が見込まれるほか、さらなる物価上昇等により今後も経費の増加が見込まれます。さらに、事業着手から 50 年以上経過し、今後本格的に施設の更新を実施していく必要があるほか、地震への備えとして耐震化の推進も図る必要があります。

こうしたことから、下水道施設を将来にわたって安定的に維持していくためには使用料を改定する必要があります。つきましては、使用料を改定することについて、貴審議会に諮問するものです。

3 諮問事項の詳細

(1) 下水道事業の状況について

下水道使用料については、平成 10 年 4 月に平均 18.78%、平成 22 年 4 月に 10.32%の改定を行ってきましたが、平成 22 年度以降、消費税率の引き上げに伴う改定を除き、据え置いてきました。令和 7 年度末で現行使用料となってから満 16 年を経過しています。

この間、有収水量(下水道使用量)は平成 22 年度の 687 万 m³から令和 6 年度の 713 万 m³へ 3.7%の増、下水道使用料(現年度調定ベース、税抜)も平成 22 年度の 11 億 8,367 万円から令和 6 年度の 12 億 6,382 万円に 6.8%の増と増加してきていますが、普及率が 97.2%、接続率が 99.1%となっており、今後、大幅な増加は見込めないばかりか人口減少により有収水量も使用料収入も減少傾向が予想されます。

これに対して収益的支出は、平成 22 年度の 20 億 1,970 万円から令和 6 年度の 20 億 633 万円に微減となっています。企業債の利息が約 4 億円減少していますが、流域下水道維持管理負担金が約 2 億 2,000 万円、減価償却費が約 1 億円の増になっているほか、その他の経費も全体的に増えてきています。流域下水道維持管理負担金は、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などで今後も増になる見込みのほか、その他の経費も物価や人件費の上昇などの影響で増額となる見込みです。

資本的支出の企業債の償還元金については、12 億 2,014 万円から 10 億 2,516 万円に 1 億 9,498 万円減少し、今後も減少傾向が続きますが、企業債の償還額に応じて算出される収益的収入である一般会計からの繰入金も同

様に減少していくことから、収益的収支はさらに厳しくなります。

これらを踏まえて今後の財政推計をしますと、別表1のとおり令和9年度に損益がマイナスになる見込みとなり、料金改定が必要な状況となっています。

(2) 使用料の算出方法について

① 算定期間は令和9年度から令和11年度の3年間とします。

② 対象経費

- ・雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は使用料で負担します。
- ・汚水に係る経費のうち水質規制に要する経費、下水の高度処理に要する経費など、公費で負担すべきとされている経費は、公費負担とします。

③ 総括原価方式

使用料の算出に当たっては、総括原価方式を採用します。営業費用、企業債支払利息、資産維持費の合計額から控除収入を除いた額をまかなえるだけの使用料収入を確保するために、現在の使用料収入では不足する分を増額改定するものです。

(3) 総括原価の見込み

① 営業費用

・流域下水道維持管理負担金

市では処理場を有しておらず、県が管理する豊田終末処理場で汚水を処理してもらい、その維持管理に要する経費を負担しています。流域下水道維持管理負担金は有収水量に単価を乗じて算定しますが、平成22年度の単価が50円/m³（税抜）であったのに対し、現在は83円/m³（税抜）となっています。3年に1回単価の見直しがあり、次回改定後の単価の適用は令和10年度からになります。前年度に見直しの協議をするため現在は未定ですが、令和10年度から令和12年度までの単価は現時点で県から示されている見込みの90円/m³（税抜）とし、それ以降は3年毎に3円の増を見込んでいます。

・減価償却費

現在の資産と今後の投資見込みから算出しました。

・人件費

人員は令和7年度の9名から1名増の10名で見込みました。前述のとおり、施設の建設開始から50年以上経過し、今後更新を本格化していく必要があります。しかし、耐用年数が経過したら直ちに更新するわけにはいかないため、適切な維持管理をして施設をより長く使用する必要があります。また、下水道管路の損傷に伴う道路陥没等を防止するためにも、これまで以上に維持管理に力を入れていく必要があることから、令和8年度から1名増となりました。1人当たりの人件費の伸び

率は、2%で見込みました。

・その他の経費

令和7年度決算見込みをベースに伸び率等に乗じて見込んでいます。

② 企業債支払利息の見込み

企業債支払利息は、直近の金利が1.6%であることから、2.0%で見込みました。

③ 資産維持費

資産維持費は、現在の資産（施設）を維持していくための更新費用の財源として確保すべき利益分です。現在の資産を更新するためには、取得時と比べて費用がかかることから、その分（機能向上分）を総括原価方式では費用として計上し、その結果生じた利益を内部留保するものです。現在の資産額から機能向上分を計算し、交付金等の財源を控除して計算した額、約1億8,000万円を各年度の資産維持費として見込みました。

④ 控除収入

・一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、下水道事業で償還している企業債償還額の一部をはじめとした下水道事業に対する交付税額を基準として算定しました。企業債の償還額が減少していくことから、それに応じて減少を見込みました。

・長期前受金戻入

実績を基に、減価償却費の見込みに応じて算出しました。

⑤ 使用料収入（有収水量）

下水道整備事業は概ね完了し、今後、使用水量の伸びは期待できないばかりか人口減により減少が予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をベースに下水道接続人口を推計し、使用水量の減を見込みました。企業等の大口利用については景気動向により大きく増減することから、過去5年間の平均で見込みました。その結果、毎年約0.4%ずつ減少していく見込みとなりました。

(4) 平均改定率

上記により算定された平均改定率は、20.89%となります。

(5) 改定後の使用料体系

平均改定率は上記のとおり20.89%との算定結果を得ましたが、料金表の改定については、当市の状況や県内市町村等の状況を見据える中で検討しました。

当市の現在の使用料体系は、基本使用料で1月当たり10m³まで使用でき（基本水量制）、10m³を超える使用については1m³当たりの超過使用料がかかり、使用水量が多くなると超過使用料の単価が高くなる体系となっています。多くの市町村で使用水量が多くなると超過使用料の単価が高くなる体系

をとっています。当市の体系を県内他市と比べると使用水量が多い使用者の負担が大きい状況です。

つまり、特定の利用者に負担が偏りやすい体系であり、その利用者の利用状況によって下水道事業の経営に大きな影響が出る状況となっています。下水道事業の経費は固定費(使用水量によらずにかかる経費)の割合が大きく、使用水量の多い特定の利用者の負担に頼った使用料体系は不安定な経営状況であることから、基本使用料の割合を高めて安定的な収入を確保することが必要であると考えます。

一方で、基本使用料や使用水量が少ない区分の単価を高くし過ぎると一般家庭の負担が増すことになるため、そこに対する配慮も求められます。

以上のことから、使用水量が多くなると超過使用料の単価が高くなるという体系は維持しつつ、使用水量が多い区分の改定率を低く抑える改定としました。

今回の改定案では、一般家庭の使用水準における改定率が平均改定率よりも高いですが、使用水量が多い利用者に引き続き下水道を利用してもらうことにより将来の使用料の上昇を抑える効果が見込まれることから、長い目で見ると一般家庭の負担を抑えることにつながります。

(6) その他の使用料について

① 公衆浴場単価について

現在の公衆浴場単価は 67.1 円/m³ (税込) となっていますが、流域下水道維持管理負担金の単価 91.3 円/m³ (税込) を下回っていることから、流域下水道維持管理負担金と同額に改定するものします。

② 水質使用料について

水質使用料は、一定基準を超過した水質の汚水を浄化するための経費を上乗せするものですが、算定が困難であることと現在適用しているところがないことから、改定しないこととします。

(7) 改定日について

料金改定日は、令和 9 年 4 月 1 日とします。

(8) 改定内容について

料金改定の内容は、諮問事項のとおりです。

下水道事業財政推計

Main financial projection table for sewerage services, including sections for '区別' (District), '収益' (Revenue), '費用' (Expenses), '資本的収支' (Capital Expenditure), '剰余金' (Residuals), '引当金' (Reserves), and '未収金' (Unreceived Funds). The table spans from fiscal year 3 to 36, with columns for '税収' (Tax Revenue) and '税抜' (Tax-Exempt) for each year.

※H19はH18納付分があるため、計算上の納付税額と一致しない

下水道使用料改定案の説明資料

令和8年4月8日

茅野市都市建設部上下水道課

下水道使用料改定の理由

令和9年度から当年度純損益が赤字になる見込みのため。

- 主な要因

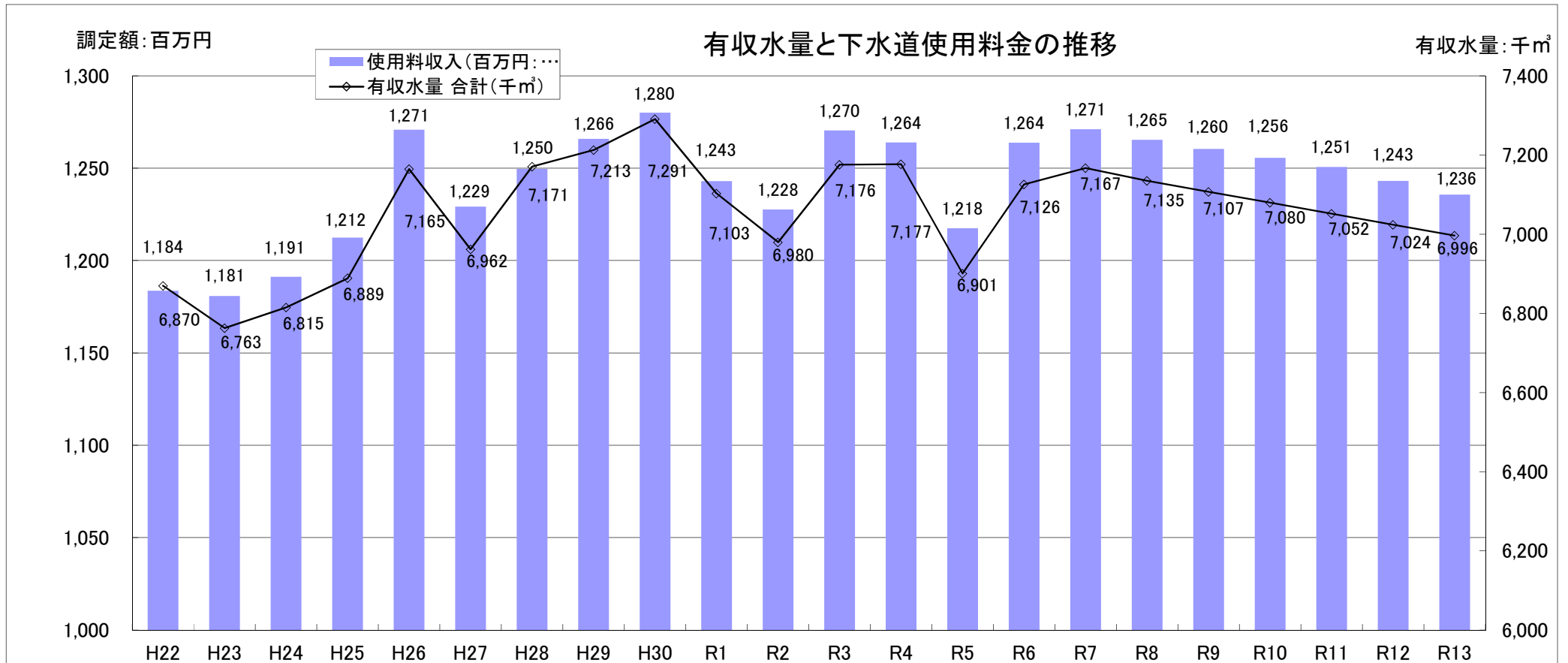
- ①使用料収入の減少
- ②一般会計繰入金の減少
- ③維持管理費の増

単位：百万円

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収益的収入	2,121	2,254	2,192	2,148	2,115	2,087	2,062	2,002	1,974
収益的支出	1,925	2,006	1,975	2,098	2,119	2,184	2,207	2,175	2,214
純損益	196	248	217	50	△4	△97	△145	△173	△240

①使用料収入の減少

- 人口減少による有収水量の減
- 節水型トイレや食器洗浄機等の普及による使用水量の減

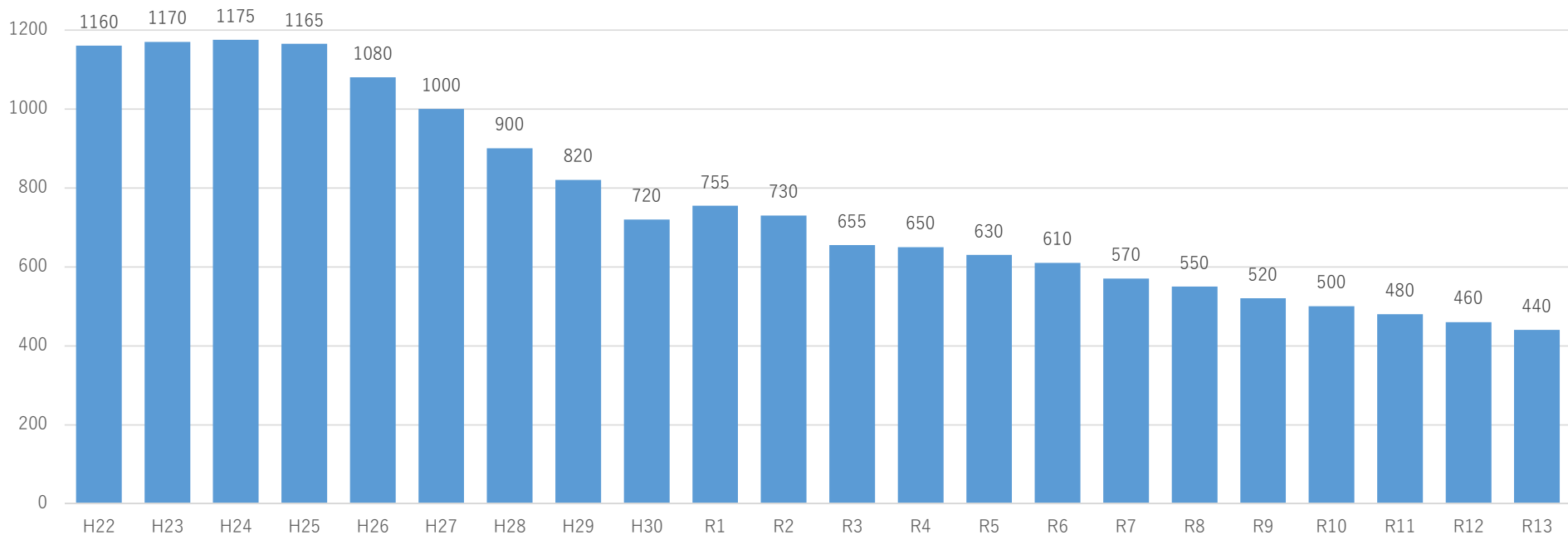


②一般会計繰入金の減少

- 公営企業会計は独立採算が原則だが、一般会計が負担すべき経費や公営企業の収入で賄いきれない経費については、一般会計からの繰入金で対応しています。
- 一般会計繰入金は、下水道事業で借り入れて償還している公営企業債の元利償還金に対する交付税措置額等を基準に算定しており、公営企業債の償還額が減るのに合わせて減少する見込みです。

単位：百万円

一般会計繰入金の推移



③維持管理費の増

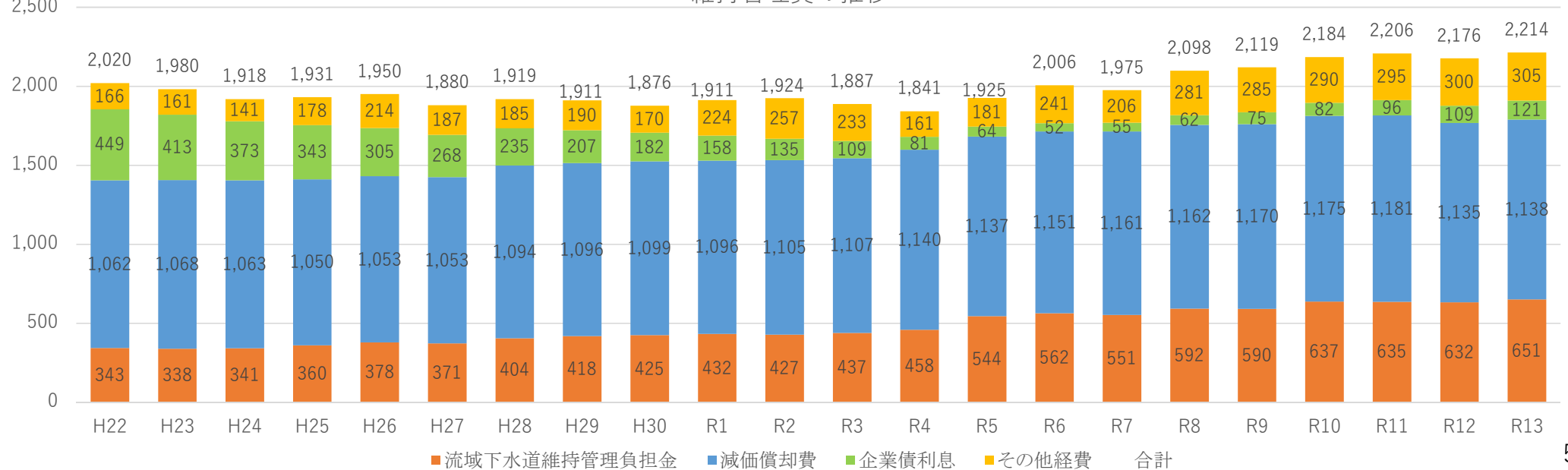
- 施設の老朽化や近年の物価高騰により、人件費、委託料等が増加傾向にあります。
- 特に、処理場を管理運営している県に支払う流域下水道維持管理負担金が大幅に増加しています。

流域下水道維持管理負担金の単価の推移

年度	R1~R3	R4	R5~R6	R7	R8~R9	R10~R12 (見込み)
単価 (税抜)	61円/m ³	64円/m ³	79円/m ³	78円/m ³	83円/m ³	90円/m ³

単位：百万円

維持管理費の推移



参考：公営企業における利益（黒字）について

- 水道事業や下水道事業は、公営企業です。
- 企業とはいっても、インフラ事業を行っているため半永久的に経営を持続していかなければならず、黒字を出し管路等の施設を更新するための資金を確保していく必要があります。
- 公営企業における「黒字（利益＝儲け）」は民間企業の黒字とは違い、「**公共的必要余剰**」といわれ、**インフラ施設の維持・更新**という形で後に使用者に還元されるものです。

下水道使用料に関する原則

○使用料の原則（下水道法第20条第2項）

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

○独立採算の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業の経費は、次のものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

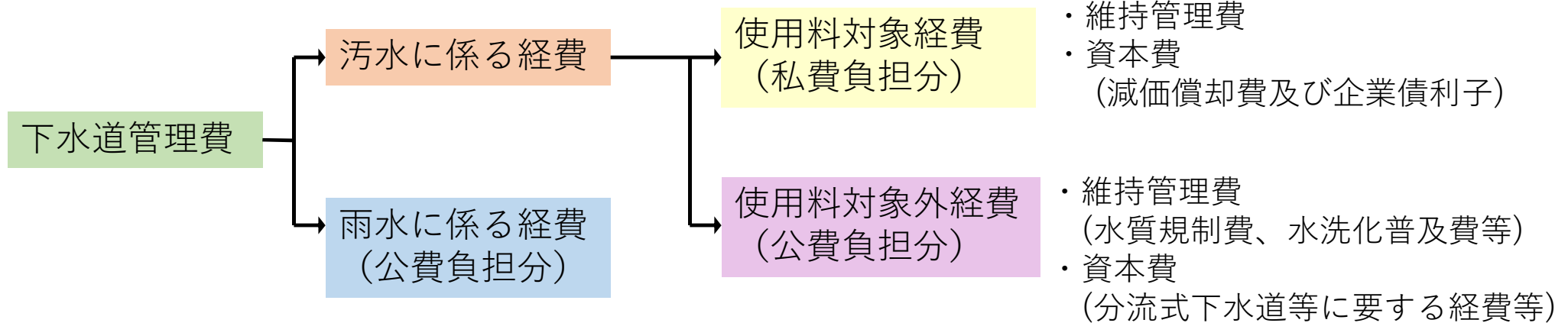
- (1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- (2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

使用料算定期間

- 下水道使用料の算定期間は、一定程度の安定性が求められる反面、あまりに長期間にわたると予測の確実性が失われることから、一般的には3年から5年程度とされています。
- 当市の維持管理費は、減価償却費と起債の支払利息を除くと、流域下水道維持管理負担金が令和6年度決算で約7割を占めています。流域下水道の維持管理負担金が原則3年に1度見直しをすることから、当市の使用料も3年に1度見直しをすることを原則とします。

使用料対象経費

使用料対象経費とは、汚水事業に係る経費（維持管理費・資本費）のうち、公費負担分（一般会計で負担すべき分）を除いた下水道使用料（私費）で負担すべき経費のこと。



区分	理由
雨水に係る経費	自然現象に起因するもので、その原因者を特定することが困難であり、雨水の排除は、都市の浸水防止等都市機能の保全に効果を発揮し、その受益者が広く一般市民に及ぶこと等により、公費負担とされている。
汚水に係る経費	使用者が下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、原則として、使用者がその受益等に応じて適正な費用負担をすべきであるとされている。 ただし、汚水に係る経費のうち、高度処理に要する経費の一部などの公共的な役割にかかる経費については、公費負担としている。

総括原価方式

- 総括原価方式は、水道料金等の算定で用いられている考え方で、下水道使用料においても同じ考え方で算出すべきとされています。

$$\text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{資本費用} - \text{控除収入} = \text{使用料収入}$$

- 営業費用・・・既存の下水道施設、管路を維持管理していくために必要な費用。人件費、修繕費、減価償却費等が該当します。
- 資本費用・・・支払利息と**資産維持費**を合算したものです。事業維持のために、営業費用を超えて使用料により回収されるべき額であり、一般には事業報酬又は資本報酬と呼ばれています。
- 資産維持費**・・・下水道サービスの維持向上及び施設実態の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、その内容は、施設、管路の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とされるものです。
- 控除収入・・・営業費用、資本費用の財源となる収入です。検査手数料や受託工事収益などがあります。

総括原価の分解

総括原価

需要家費

使用者数に応じて増減する
経費

- ・ 検針に要する費用
- ・ 使用料徴収関係経費 など

固定費

汚水量に関係なく、下水道施設を適正に維持していくために
固定的に発生する費用

- ・ 維持管理費
- ・ 減価償却費
- ・ 支払利息 など

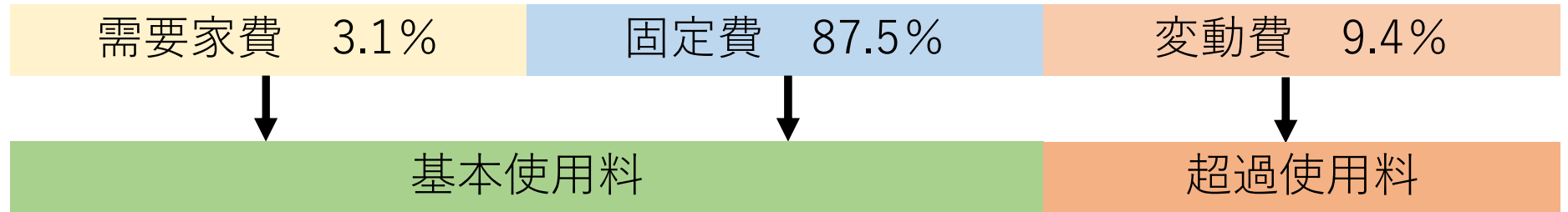
変動費

汚水量に応じて増加する費用

- ・ 動力費
- ・ 薬品費 など

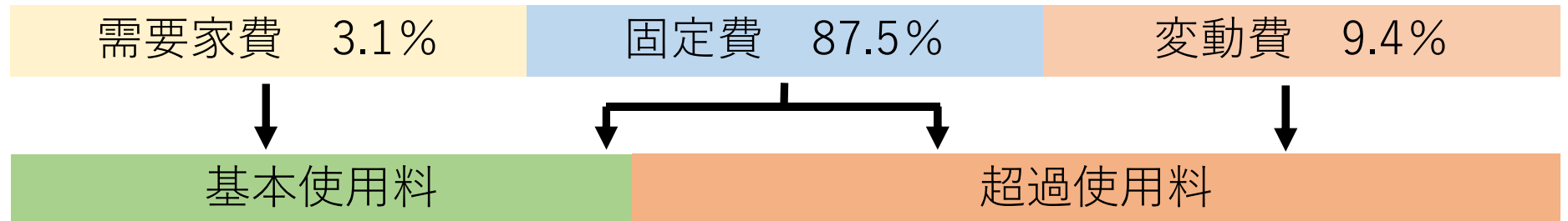
総括原価の配賦

原則



原則どおりとすると基本使用料が著しく高額となり非現実的であるため、固定費を超過使用料に配分する。

実際



※R6決算における当市の基本使用料割合は32.6%

固定費を基本使用料と超過使用料へどう配分するかの明確な基準はありません。そのため、今回の使用料改定においては、現行の基本使用料と超過使用料をベースに検討することとします。

使用料体系

基本使用料に使用水量に応じた超過使用料を加えた2部制とし、さらに超過使用料の単価が使用量に応じて徐々に増加する逡増料金制が広く採用されており、当市でも同様の使用料体系となっています。

この使用料体系は、処理場等の施設の拡張は急にはできないことから、汚水排出量を抑制する観点で設計されましたが、現在では、一般家庭等の小口利用者の負担軽減といった観点も併せ持つようになりました。

一方、水需要の減少に伴い、以下のような点が問題となっています。

- ① 下水道事業は汚水量の増減にかかわらず支払いが必要となる固定費が多い装置産業です。一方で、使用料収入の約7割を使用水量によって変動する超過使用料が占めているため、固定費として回収すべき収入が確保できなくなるおそれがあります。
- ② 大口利用者ほど負担が大きく、利用者間で不公平感が生じるため、多くの使用料を負担している工場等の大口利用者の利用離れにつながることで、大幅な減収につながるおそれがあります。

現行使用料（その1）

現在の使用料は、茅野市下水道条例第22条で次のように規定されています。

（使用料の額及び算定方法）

第22条 使用料の額は、1月について次の区分により算定した汚水排水使用料及び第2項により算定した汚水水質使用料の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

種別	一般							公衆浴場
	基本使用料金	超過使用料金 1立方メートルにつき						使用水量1立方メートルにつき
使用水量	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 30立方メートルまで	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超える場合	
料金	1,435.5円	168.3円	184.8円	201.3円	220円	235.4円	243.1円	67.1円
備考	1 使用料の額は、消費税及び地方消費税を含む。 2 公衆浴場とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第2条に規定する普通公衆浴場 (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により許可を受けた公衆浴場のうち、国、地方公共団体及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体が、地域住民の健康・福祉に資することを目的に設置又は運営するもの (3) 施設の利用目的、運営の形態等から前2号に準ずると管理者が認めたもの							

現行使用料（その2）

2 次の各号のいずれかに該当する水質及び量の汚水を排出する者に係るそれぞれ当該汚水水質使用料は、次の表の定めるところにより算出された額とする。

(1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に300ミリグラムを超えるもので、1月当たり500立方メートル以上の汚水を排出する者

(2) 浮遊物質量が1リットルにつき300ミリグラムを超えるもので、1月当たり500立方メートル以上の汚水を排出する者

汚水の濃度（1リットルにつき）	生物化学的酸素要求量 （1立方メートルにつき）	浮遊物質量 （1立方メートルにつき）
300ミリグラムを超え400ミリグラムまで	15.4円	18.7円
400ミリグラムを超え500ミリグラムまで	28.6円	39.6円
500ミリグラムを超え600ミリグラムまで	44円	58.3円
備考	使用料の額は、消費税及び地方消費税を含む。	

下水道使用料の経過

(単位：円、税込)

区分		～H22. 4. 1	H22. 4. 1～	H26. 4. 1～	R1. 10. 1～	
1 m ³ 当 た り	基本使用料 10m ³ まで	1, 220	1, 370. 25	1, 409. 40	1, 435. 5	
	超過 使用 料	10m ³ ～30m ³	135	160. 65	165. 24	168. 3
		30m ³ ～50m ³	149	176. 40	181. 44	184. 8
		50m ³ ～100m ³	164	192. 15	197. 64	201. 3
		100m ³ ～300m ³	179	210. 00	216. 00	220. 0
		300m ³ ～500m ³	192	224. 70	231. 12	235. 4
		500m ³ ～	205	232. 05	238. 68	243. 1
	公衆浴場	55	64. 05	65. 88	67. 1	
消費税及び地方消費税		5%	5%	8%	10%	

H22は、全面的に改定。改定率10.32%。

H26は、消費税増税分の改定。

R1は、消費税増税分の改定。

他市町村との比較 (19市)

(単位：円) (税込)

団体名/項目	基本水量 ^{m³}	基本使用料	10 ^{m³}	20 ^{m³}	25 ^{m³}	50 ^{m³}	100 ^{m³}	500 ^{m³}	1,000 ^{m³}	5,000 ^{m³}	現行料金 実施年月	改定率	備考
長野市	8	1,488 (11)	1,829 (11)	3,534 (13)	4,507 (13)	9,375 (13)	20,760 (11)	130,320 (8)	285,420 (6)	1,526,220 (5)	H18.06	8.0%	
松本市	10	1,452 (12)	1,450 (18)	3,140 (18)	3,990 (18)	8,800 (16)	19,520 (14)	115,440 (12)	239,740 (12)	1,234,140 (12)	H13.04	9.4%	
上田市	—	1,438 (13)	2,258 (3)	4,278 (3)	5,288 (3)	10,638 (6)	21,738 (9)	114,138 (13)	230,638 (14)	1,162,638 (14)	R7.04	11.7%	
岡谷市	10	1,518 (10)	1,518 (17)	3,278 (16)	4,158 (15)	8,844 (15)	19,294 (15)	102,894 (17)	207,394 (17)	1,043,394 (17)	H10.04	16.5%	
飯田市	8	1,613 (8)	1,947 (8)	3,797 (8)	4,967 (6)	11,237 (4)	25,437 (4)	153,537 (2)	317,037 (3)	1,625,037 (3)	H25.10	8.7%	
諏訪市	10	1,718 (5)	1,718 (12)	3,731 (11)	4,737 (11)	10,166 (8)	22,211 (8)	131,111 (6)	276,311 (7)	1,437,911 (8)	R8.10	19.5%	改定予定
須坂市	—	640 (19)	1,700 (13)	3,640 (12)	4,600 (12)	9,910 (11)	22,510 (7)	123,270 (10)	254,170 (10)	1,301,370 (11)	H16.04	10.4%	
小諸市	5	930 (18)	1,870 (9)	3,750 (10)	4,790 (10)	9,980 (10)	21,700 (10)	125,100 (9)	268,650 (9)	1,513,850 (6)	H18.07	10.0%	
伊那市	—	1,980 (2)	2,310 (2)	4,070 (4)	5,170 (4)	11,330 (3)	25,630 (3)	151,030 (4)	313,280 (4)	1,495,780 (7)	H29.04	6.0%	R9.4から超過使用料 11.4%改定予定がある が単価がわからない ため反映していない。
駒ヶ根市	—	1,100 (17)	2,090 (5)	3,300 (15)	4,140 (16)	9,040 (14)	19,160 (16)	106,720 (16)	218,920 (15)	1,116,520 (15)	H7.04		
中野市	—	1,375 (15)	2,145 (4)	4,323 (2)	5,533 (2)	12,221 (1)	27,236 (1)	152,416 (3)	319,616 (2)	1,657,216 (2)	R7.10	不明	
大町市	10	1,705 (6)	1,700 (13)	3,790 (9)	4,890 (8)	10,610 (7)	22,710 (6)	130,510 (7)	273,510 (8)	1,417,510 (9)	H25.04	4.6%	
飯山市	5	2,030 (1)	2,030 (6)	3,800 (7)	4,800 (9)	9,810 (12)	20,610 (12)	116,810 (11)	249,810 (11)	1,313,810 (10)	R7.08	不明	
茅野市	10	1,435 (14)	1,435 (19)	3,118 (19)	3,960 (19)	8,497 (18)	18,562 (17)	109,642 (14)	231,192 (13)	1,203,592 (13)	H22.04	10.3%	
塩尻市	10	1,848 (4)	1,840 (10)	3,980 (5)	5,050 (5)	11,180 (5)	24,630 (5)	149,830 (5)	311,830 (5)	1,607,830 (4)	H19.10	5.1%	
佐久市	—	1,320 (16)	2,750 (1)	4,510 (1)	5,720 (1)	12,210 (2)	26,510 (2)	154,110 (1)	330,110 (1)	1,738,110 (1)	H24.04		
千曲市	10	1,540 (9)	1,540 (16)	3,245 (17)	4,097 (17)	8,470 (19)	17,545 (19)	93,445 (19)	189,695 (19)	959,695 (19)	H15.09		
東御市	10	1,650 (7)	1,650 (15)	3,355 (14)	4,207 (14)	8,690 (17)	18,315 (18)	101,915 (18)	206,415 (18)	1,042,415 (18)	H18.04		
安曇野市	10	1,980 (2)	1,980 (7)	3,960 (6)	4,950 (7)	10,120 (9)	20,570 (13)	108,570 (15)	218,570 (16)	1,098,570 (16)	H22.04	3.7%	
平均		1,514	1,882	3,716	4,713	10,059	21,824	124,779	260,121	1,341,874			

() 内は水量ごとの高い方からの順位

他市町村との比較（諏訪6市町村）

（単位：円）（税込）

団体名／項目	基本水量 ^{m³}	基本使用料	10 ^{m³}	20 ^{m³}	25 ^{m³}	50 ^{m³}	100 ^{m³}	500 ^{m³}	1,000 ^{m³}	5,000 ^{m³}	現行料金 実施年月	改定率	次回改定 予定年月
岡谷市	10	1,518 (4)	1,518 (4)	3,278 (4)	4,158 (4)	8,844 (4)	19,294 (4)	102,894 (6)	207,394 (6)	1,043,394 (6)	H10.04	16.5%	
諏訪市	10	1,718 (3)	1,718 (3)	3,731 (3)	4,737 (3)	10,166 (3)	22,211 (3)	131,111 (1)	276,311 (1)	1,437,911 (1)	R8.10	19.52%	改定予定
茅野市	10	1,435 (5)	1,435 (5)	3,118 (5)	3,960 (5)	8,497 (5)	18,562 (5)	109,642 (4)	231,192 (5)	1,203,592 (5)	H22.04	10.30%	
下諏訪町	10	1,375 (6)	1,375 (6)	2,992 (6)	3,800 (6)	8,239 (6)	18,194 (6)	108,641 (5)	235,664 (4)	1,252,064 (3)	H23.04	5.2%	
富士見町	10	1,980 (1)	1,980 (1)	4,070 (1)	5,142 (1)	10,725 (1)	22,275 (2)	119,075 (3)	240,075 (3)	1,208,075 (4)	H26.04	3.0%	
原村	10	1,897 (2)	1,897 (2)	3,899 (2)	4,944 (2)	10,631 (2)	22,456 (1)	124,316 (2)	253,016 (2)	1,282,616 (2)	R1.10	15.0%	R9.4から10%改定で諮問中 が詳細未定。
平均		1,654	1,654	3,515	4,457	9,517	20,499	115,947	240,609	1,237,942			

（ ）内は水量ごとの高い方からの順位

財政推計（決算見込）

（単位：千円、税抜）

区分		R 5決算	R 6決算	R 7決算見込	R 8決算見込	R 9決算見込	R 10決算見込	R 11決算見込	R 12決算見込	R 13決算見込	
収益的収支	収入	下水道使用料	1,217,529	1,263,824	1,271,129	1,265,372	1,260,406	1,255,617	1,250,652	1,243,148	1,235,689
		一般会計繰入金	630,000	610,000	570,000	550,000	520,000	500,000	480,000	460,000	440,000
		長期前受金戻入 (A)	265,099	326,599	318,889	321,140	323,407	320,959	319,955	288,072	286,953
		その他	8,867	54,123	31,567	11,107	11,107	11,107	11,107	11,107	11,107
		計 (B)	2,121,495	2,254,546	2,191,585	2,147,619	2,114,920	2,087,683	2,061,714	2,002,327	1,973,749
	支出	流域下水道維持管理負担金	543,870	562,384	551,258	592,205	589,881	637,200	634,680	632,141	650,600
		減価償却費	1,136,913	1,151,054	1,161,437	1,162,229	1,169,800	1,175,140	1,180,891	1,134,776	1,137,753
		企業債利息	63,810	52,242	55,329	62,230	74,587	82,082	96,039	108,887	120,590
		その他	180,552	240,648	206,478	281,151	284,943	289,835	294,831	299,933	305,143
		計 (C)	1,925,145	2,006,328	1,974,502	2,097,815	2,119,211	2,184,257	2,206,441	2,175,737	2,214,086
当年度純利益 (D)=(B)-(C)		196,350	248,218	217,083	49,803	△ 4,291	△ 96,574	△ 144,728	△ 173,410	△ 240,337	
資本的収支	収入	企業債	345,700	330,100	137,000	623,600	545,800	603,100	662,400	600,000	517,400
		その他	178,637	100,690	84,891	231,765	96,353	151,135	220,918	220,704	222,992
		計 (E)	524,337	430,790	221,891	855,365	642,153	754,235	883,318	820,704	740,392
	支出	建設改良費	628,651	516,689	217,545	813,401	582,088	552,350	716,423	667,008	669,104
		流域下水道建設費負担金	41,842	52,532	38,900	137,098	150,000	300,000	300,000	250,000	150,000
		企業債償還金	1,084,414	1,025,164	989,879	957,953	890,236	832,676	762,497	693,609	626,295
		計 (F)	1,754,907	1,594,385	1,246,324	1,908,452	1,622,324	1,685,026	1,778,920	1,610,617	1,445,399
	資本的収支差引 (G)=(E)-(F)		△ 1,230,570	△ 1,163,595	△ 1,024,433	△ 1,053,087	△ 980,171	△ 930,791	△ 895,602	△ 789,913	△ 705,007
	当年度補填財源増加分 (H)		1,117,109	1,142,341	1,081,245	963,531	905,866	827,266	794,382	742,390	670,392
	当年度資金過不足 (I)=(G)+(H)		△ 113,461	△ 21,254	56,812	△ 89,556	△ 74,304	△ 103,525	△ 101,220	△ 47,522	△ 34,615
累積資金過不足 (J)=(I)+前年度(J)		495,514	474,260	531,072	441,516	367,211	263,687	162,467	114,944	80,329	

財政推計の条件（その1）

○歳入

- 一般家庭の使用料収入は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をベースに人口減少を見込んで推計しました。
- 大口使用（企業）は令和2年度から令和6年度の平均としました。
- 一般会計繰入金は、繰入れの基準となる企業債の償還額の減少を見込んで推計しました。
- 長期前受金戻入は、過去の実績を基に、減価償却費の見込みに応じて推計しました。

財政推計の条件（その2）

○歳 出

- 流域下水道維持管理負担金は、令和8・9年度は83円/m³（税抜）で、令和10年度から12年度は90円/m³（税抜）で、それ以降は3年毎に3円の増で推計しました。
- 減価償却費は、現在の資産と今後の投資見込みから推計しました。
- 人件費は、令和8年度の人員をベースに見込みました。一人当たりの人件費の伸び率は、毎年2%増で推計しました。
- 委託料は、毎年2%増で推計しました。
- 令和7年度以降の企業債借入及び利率見直しの利率を2.0%で見込みました。
- 下水道事業会計で負担すべき経費（使用料徴収に要する経費等、本来下水道事業会計でも負担すべき経費を水道事業会計で多く負担しているものがあつた。）を令和8年度から折半で負担することとして見込みました。

使用料改定の考え方（その1）

○改定時期について

令和9年度から赤字になる見込みのため、令和9年4月改定を目指します。

※2ヶ月検針の場合は令和9年6月請求分から、1ヶ月検針の場合は令和9年5月請求分から適用。

○資産維持費について

前回、令和3年度に下水道使用料の改定の必要性を検討した際には、長期前受金戻入相当額を資産維持費と同等のものとして考えていました。今回の改定に当たっては、今後の必要見込額を算定して資産維持費を計上することとします。

※平成26年度から適用された公益企業会計の制度見直し前には、長期前受金という考え方がなく、その収入分がない状態で純利益が出るように使用料の設定をしていたため、制度見直し後も長期前受金戻入分以上の黒字が出るように考えていた。令和4年度までは、長期前受金以上の黒字が出ていたが、令和5年度以降は出なくなっている。

○使用料体系について

大枠は変更せずに、現在の使用料体系をベースとします。

使用料改定の考え方（その2）

○公衆浴場の単価について

公衆浴場単価は、公衆浴場からの排水が、量が多いが比較的きれいな汚水であることや、公衆衛生上の配慮から、逡増料金制をとらずに一律61円/m³（税抜）としています。これは、平成22年当時の流域下水道維持管理負担金の単価50円/m³（税抜）と比べると2割ほど高い金額になっています。現在の流域下水道維持管理負担金は、83円/m³（税抜）です。この負担金は、流した汚水1m³につき維持管理費として流域下水道へ支払う必要があるため、これを下回る単価とすると、市の下水道事業としては赤字になります。そのため、公衆浴場単価は流域下水道維持管理負担金の単価以上にする必要があります。

○水質使用料について

水質使用料は、一定基準を超過した水質の汚水を浄化するための経費を上乗せするものですが、算定が困難であることと現在適用しているところがないことから、改定しないこととします。

○水道料金について

上水道と下水道の同時改定は市民生活への影響が大きいことから、水道料金の改定は、次年度以降に検討することとします。

資産維持費の算定

- ・ R6 決算の貸借対照表上の減価償却対象資産取得価額45,200,202千円を今後更新が必要な資産とします。 (A)
- ・ 新設当時と比べて更新時には90%の上昇が見込まれる（機能向上、施工の困難化、物価上昇等）ため、その分を資産維持費の対象経費とします。
(A) × 0.9 = 40,680,226千円 (B)
- ・ (B)から、国の補助金の見込割合30.1%を控除します。残りは起債で対応し、その45%が交付税措置される見込みであるため、更にそれを控除します。
(B) × (100% - 30.1%) × (100% - 45%) = 15,639,513千円 (C)
- ・ 一般的に管渠の耐用年数は50年とされていますが塩ビ管はもっと長く使える見込みのため、塩ビ管の耐用年数を100とし、それ以外の耐用年数は法定耐用年数として平均耐用年数を出すと86.7年となります。この耐用年数を用いて1年当たりの資産維持費を算定します。 (C) ÷ 86.7 = **180,387千円。**

※下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版（公益社団法人日本下水道協会）を参考に算定

※水道料金改定業務の手引き（公益社団法人日本水道協会）では、減価償却対象資産残高の3%を資産維持費としているが、下水道事業においては、一般会計からの繰入金が多いことなどから、統一的な率は示されていない。

使用料改定率算定表

(単位：千円、税抜)

区分		R9	R10	R11	3年間計
営業費用	流域下水道維持管理負担金	589,881	637,200	634,680	1,861,761
	減価償却費	1,169,800	1,175,140	1,180,891	3,525,831
	その他	284,943	289,835	294,831	869,610
	計 ①	2,044,624	2,102,175	2,110,402	6,257,202
資本費用	企業債利息	74,587	82,082	96,039	252,708
	資産維持費	180,387	180,387	180,387	541,161
	計 ②	254,974	262,469	276,426	793,869
控除項目	一般会計繰入金	520,000	500,000	480,000	1,500,000
	長期前受金戻入	323,407	320,959	319,955	964,321
	その他	11,107	11,107	11,107	33,321
	計 ③	854,514	832,066	811,062	2,497,642
総括原価計 ①+②-③		1,445,084	1,532,578	1,575,766	4,553,429
現行使用料による下水道使用料収入		1,260,406	1,255,617	1,250,652	3,766,675
収入不足額		184,678	276,961	325,115	786,754

※使用料対象外経費の公費負担分は、満額一般会計繰入金で賄っており、費用と控除財源が同額となることから、決算見込と比較しやすいように両方から抜かずに入れたままとしてある。

使用料改定率

$$\begin{array}{l} \text{総括原価} \\ 4,553,429 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{現行使用料による下水道使用料} \\ 3,766,675 \text{千円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{収入不足額} \\ 786,754 \text{千円} \end{array}$$
$$\begin{array}{l} \text{収入不足額} \\ 786,754 \text{千円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{現行使用料による下水道使用料} \\ 3,766,675 \text{千円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{必要} \\ \text{平均改定率} \\ 20.89\% \end{array}$$

使用料改定案の検討 その1

- 必要平均改定率は、現行使用料による使用料収入見込みに対して、何%使用料収入を増やす必要があるかという率になります。
- 必要平均改定率を満たすための改定の方法として、基本使用料と超過使用料の各区分の単価を必要改定率と同じ率で上げる方法や、基本使用料や超過使用料の各区分の単価の改定率に差を設けて上げる方法があります。また、基本使用料で使用できる基本水量をなくしたり、減らしたりすることも考えられるため、これらについて検討しました。

使用料改定案の検討 その2

○基本水量の検討

- 現在の当市の基本水量は 10m^3 です。
- 基本水量は、日常生活で想定される最低限必要な汚水量とされており、東京都の調査では1人暮らしの1月の使用水量の平均は 8m^3 となっています。一方、基本料金は需要家費や固定費をまかなうためのものなので、基本水量を設けずに 1m^3 から超過使用料をいただくという考え方もあります。当市の上水道は基本水量はありません。
- 基本水量をなくす、又は減らすことについて検討しましたが、基本水量をなくすと1月の使用水量が 10m^3 までの利用者の負担が大きく上昇することから、また、諏訪6市町村は全て基本使用料があり 10m^3 となっていることから、今回の改定案では変更しないこととしました。

使用料改定案の検討 その3

○基本使用料と超過使用料の各区分の単価の上げ方の検討

- 基本使用料と超過使用料の各区分の単価を必要改定率と同じ率で上げるのが、一番公平に見えます。
- しかし、当市の現行使用料は、県内他市と比べると使用水量が多くなると超過使用料の単価がより高くなる体系となっています。つまり、使用水量が多い使用者の負担が大きい状況であり、特定の利用者に負担が偏りやすい体系です。
- そのため、同じ率で上げると負担の偏りが残ることになります。
- また、下水道事業の経費は固定費の割合が大きく、使用水量が多い特定の利用者の負担に頼った使用料体系は不安定な状況であることから、基本使用料の割合を高めて安定的な収入を確保することが必要であると考えます。

使用料改定案の検討 その4

- 一方で、基本使用料や使用水量が少ない区分の単価を高くし過ぎると一般家庭の負担が増すことになるため、そこに対する配慮も求められます。
- 以上のことから、使用水量が多くなると超過使用料の単価が高くなるという体系は維持しつつ、使用水量が多い区分の改定率を低く抑える改定案としました。
- **上記の改定案では一般家庭の負担が平均改定率よりも増える結果となりますが、使用水量が多い利用者に引き続き下水道を利用してもらうことにより将来の利用料の上昇を抑える効果が見込まれることから、長い目で見ると一般家庭の負担を抑えることにつながります。**

料金区分ごとの内訳（令和6年度決算ベース）

料金区分 (単位：m ³)		税込単価 (円)	料金区分ごとの 使用料(円)	構成 比率	1月1件とした場合の 年間件数	左の件数の 構成比率
基本 使用料	0	1435.5	450,821,371	32.5%	17,654	5.6%
	0を超え10まで				121,026	38.4%
10を超え30まで		168.3	311,544,670	22.5%	144,890	45.9%
30を超え50まで		184.8	60,329,083	4.4%	23,732	7.5%
50を超え100まで		201.3	45,093,202	3.3%	5,044	1.6%
100を超え300まで		220	78,229,065	5.6%	1,796	0.6%
300を超え500まで		235.4	46,092,845	3.3%	349	0.1%
500を超える		243.1	377,526,476	27.3%	845	0.3%
公衆浴場		67.1	15,732,451	1.1%	120	0.0%
合計			1,385,369,164	100.0%	315,456	100.0%
参考:決算額			1,390,152,771			

※決算後の漏水減免等により決算額とずれが生じている。

※年間調定のものや2ヶ月調定のものを毎月調定に換算して件数を出しているため、実態とは誤差が生じている。

使用料改定案

(単位：円、税込)

使用料区分		現行使用料	使用料改定 (案)	上昇額	上昇率
基本使用料		1435.5	1782.0	346.5	24.14%
超過使用料	10を超え30まで	168.3	206.8	38.5	22.88%
	30を超え50まで	184.8	224.4	39.6	21.43%
	50を超え100まで	201.3	242.0	40.7	20.22%
	100を超え300まで	220.0	259.6	39.6	18.00%
	300を超え500まで	235.4	275.0	39.6	16.82%
	500を超える	243.1	281.6	38.5	15.84%
公衆浴場		67.1	91.3	24.2	36.07%

モデルケース 改定前後比較

(単位：円) (税込)

1月で8㎡ (2月で16㎡) 使用した場合

区分	改定前					改定後					1月あたり 差額	2月あたり 差額	年間差額	増加率
	1月あたり 基本使用料	1月あたり 超過使用料	1月料金	2月料金	年間料金	1月あたり 基本使用料	1月あたり 超過使用料	1月料金	2月料金	年間料金				
水道 口径13mm	1,210	88	1,298	2,596	15,576	1,210	88	1,298	2,596	15,576	0	0	0	0.0%
下水	1,435	0	1,435	2,870	17,220	1,782	0	1,782	3,564	21,384	347	694	4,164	24.2%
合計	2,645	88	2,733	5,466	32,796	2,992	88	3,080	6,160	36,960	347	694	4,164	12.7%

1月で20㎡ (2月で40㎡) 使用した場合

区分	改定前					改定後					1月あたり 差額	2月あたり 差額	年間差額	増加率
	1月あたり 基本使用料	1月あたり 超過使用料	1月料金	2月料金	年間料金	1月あたり 基本使用料	1月あたり 超過使用料	1月料金	2月料金	年間料金				
水道 口径13mm	1,210	1,375	2,585	5,170	31,020	1,210	1,375	2,585	5,170	31,020	0	0	0	0.0%
下水	1,435	1,683	3,118	6,236	37,416	1,782	2,068	3,850	7,700	46,200	732	1,464	8,784	23.5%
合計	2,645	3,058	5,703	11,406	68,436	2,992	3,443	6,435	12,870	77,220	732	1,464	8,784	12.8%

1月で5,000㎡ (2月で10,000㎡) 使用した場合

区分	改定前					改定後					1月あたり 差額	2月あたり 差額	年間差額	増加率
	1月あたり 基本使用料	1月あたり 超過使用料	1月料金	2月料金	年間料金	1月あたり 基本使用料	1月あたり 超過使用料	1月料金	2月料金	年間料金				
水道 口径75mm	35,200	904,200	939,400	1,878,800	11,272,800	35,200	904,200	939,400	1,878,800	11,272,800	0	0	0	0.0%
下水	1,435	1,202,157	1,203,592	2,407,184	14,443,104	1,782	1,394,844	1,396,626	2,793,252	16,759,512	193,034	386,068	2,316,408	16.0%
合計	36,635	2,106,357	2,142,992	4,285,984	25,715,904	36,982	2,299,044	2,336,026	4,672,052	28,032,312	193,034	386,068	2,316,408	9.0%

公衆浴場単価の検討

- 現在の単価61円／ m^3 （税抜）を流域下水道維持管理負担金の単価83円／ m^3 （税抜）と同額にすると36.6%の改定率となり、平均改定率より高い改定率になります。算定期間中の令和10年度から単価が上がる見込みですが、現時点では確定していないため、今回はこれ以上は上げないこととします。
- 次回以降も、流域下水道維持管理負担金の単価を最低基準として考えるものとしします。

改定後の財政推計

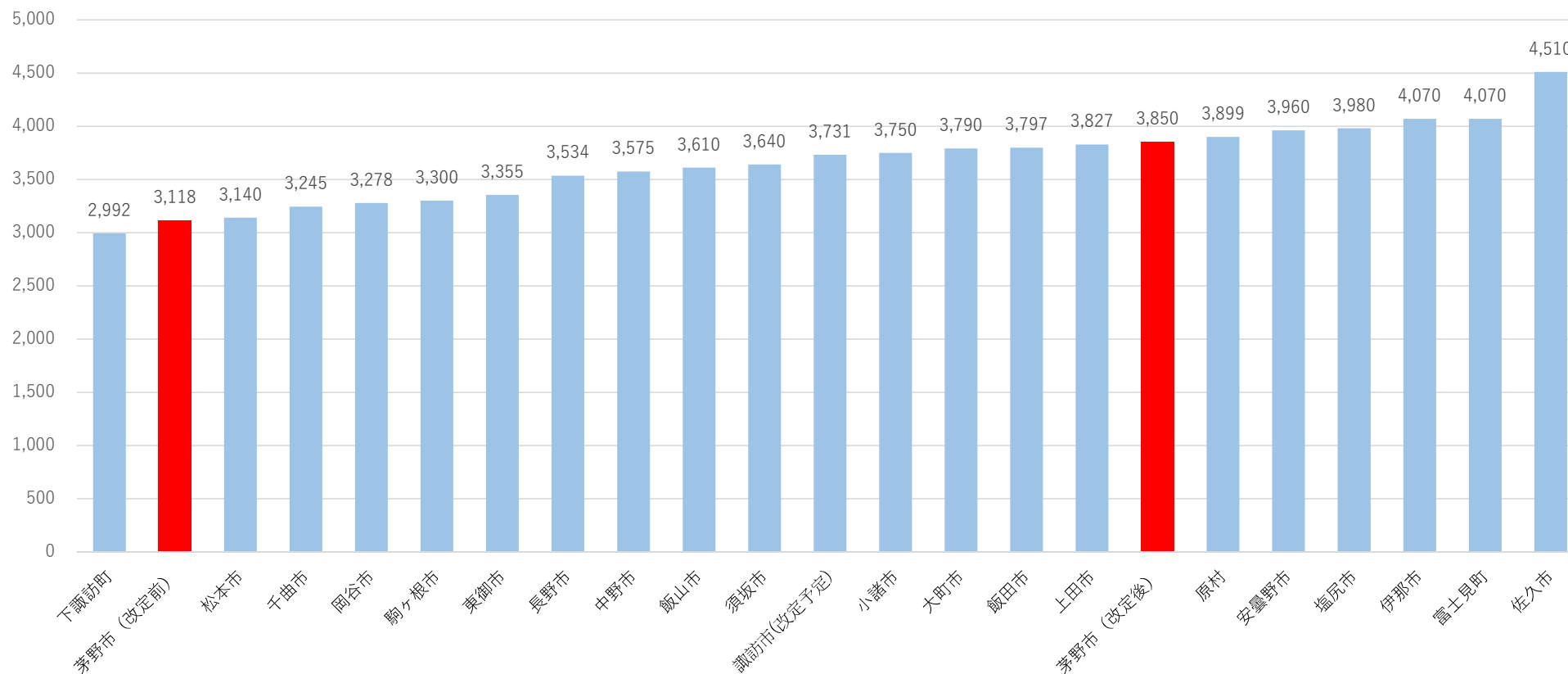
(単位：千円、税抜)

区分		R 5決算	R 6決算	R 7決算見込	R 8決算見込	R 9決算見込	R 10決算見込	R 11決算見込	R 12決算見込	R 13決算見込	
収益的収支	収入	下水道使用料	1,217,529	1,263,824	1,271,129	1,265,372	1,523,670	1,517,881	1,511,878	1,502,807	1,493,790
		一般会計繰入金	630,000	610,000	570,000	550,000	520,000	500,000	480,000	460,000	440,000
		長期前受金戻入 (A)	265,099	326,599	318,889	321,140	323,407	320,959	319,955	288,072	286,953
		その他	8,867	54,123	31,567	11,107	11,107	11,107	11,107	11,107	11,107
		計 (B)	2,121,495	2,254,546	2,191,585	2,147,619	2,378,184	2,349,947	2,322,940	2,261,986	2,231,850
	支出	流域下水道維持管理負担金	543,870	562,384	551,258	592,205	589,881	637,200	634,680	632,141	650,600
		減価償却費	1,136,913	1,151,054	1,161,437	1,162,229	1,169,800	1,175,140	1,180,891	1,134,776	1,137,753
		企業債利息	63,810	52,242	55,329	62,230	74,587	82,082	96,039	108,887	120,590
		その他	180,552	240,648	206,478	281,151	284,943	289,835	294,831	299,933	305,143
		計 (C)	1,925,145	2,006,328	1,974,502	2,097,815	2,119,211	2,184,257	2,206,441	2,175,737	2,214,086
当年度純利益 (D)=(B)-(C)		196,350	248,218	217,083	49,803	258,973	165,690	116,499	86,249	17,764	
資本的収支	収入	企業債	345,700	330,100	137,000	623,600	545,800	603,100	662,400	600,000	517,400
		その他	178,637	100,690	84,891	231,765	96,353	151,135	220,918	220,704	222,992
		計 (E)	524,337	430,790	221,891	855,365	642,153	754,235	883,318	820,704	740,392
	支出	建設改良費	628,651	516,689	217,545	813,401	582,088	552,350	716,423	667,008	669,104
		流域下水道建設費負担金	41,842	52,532	38,900	137,098	150,000	300,000	300,000	250,000	150,000
		企業債償還金	1,084,414	1,025,164	989,879	957,953	890,236	832,676	762,497	693,609	626,295
		計 (F)	1,754,907	1,594,385	1,246,324	1,908,452	1,622,324	1,685,026	1,778,920	1,610,617	1,445,399
資本的収支差引 (G)=(E)-(F)		△ 1,230,570	△ 1,163,595	△ 1,024,433	△ 1,053,087	△ 980,171	△ 930,791	△ 895,602	△ 789,913	△ 705,007	
当年度補填財源増加分 (H)		1,117,109	1,142,341	1,081,245	963,531	1,169,130	1,089,530	1,055,608	1,002,049	928,493	
当年度資金過不足 (I)=(G)+(H)		△ 113,461	△ 21,254	56,812	△ 89,556	188,959	158,739	160,006	212,137	223,486	
累積資金過不足 (J)=(I)+前年度(J)		495,514	474,260	531,072	441,516	630,475	789,214	949,220	1,161,357	1,384,843	

他市町村比較 (20m³/月)

(単位：円)

20m³/1月の使用料比較 (19市及び諏訪6市町村)



他市町村との比較分析

諏訪6市町村は、処理場を有しておらず（富士見町の一部を除く。）、整備時期も近いなど比較的条件が一緒ですが、当市と比べると岡谷市や下諏訪町は使用料を低く抑えられています。この要因としては、両市町はエリアがコンパクトにまとまっていますが、当市は八ヶ岳の裾野に向かって広く分布しており管路施設の整備効率が悪いことから、両市町と比較すると使用料が高くなる傾向にあります。

参考：経費削減の取組

- 以前は水道課と下水道課に分かれていたが、それを統合して共同して実施できる部分は共同化して経費を圧縮してきました。
- スtockマネジメント計画に基づき、下水道施設の更新を実施。過去の排水需要に基づき整備された施設についても、現在の排水需要に基づき廃止・縮小も視野に更新を実施しています。
例：白樺湖南中継ポンプ場を規模の小さいマンホールポンプにダウンサイジングして更新を進めています。
- ウォーターPPPの導入及び窓口業務の外部委託の検討を進めています。

用語解説（その1）

用語	ヨミカタ	解説
維持管理費	イジカンリヒ	施設を維持管理していくための、委託料、光熱水費、人件費等の経費。
ウォーターPPP	ウォーターピーピー	水道や下水道の維持管理と更新を、原則10年間、民間企業に一括で委託する官民連携手法。
基本水量	キホンスイリョウ	基本使用料に含まれる汚水排出量。茅野市の場合は1か月当たり10m ³ 。
供用開始	キョウヨウカイシ	下水道管が布設され、公共ますへ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となること。
減価償却費	ゲンカショウキャクヒ	固定資産の取得原価をその資産の耐用年数で按分し、単年度における減価償却費として収益的支出に計上するもの。
資本的収入	シホンテキシユウニユウ	収益的支出の財源となる収入。
資本的支出	シホンテキシシュツ	将来の営業活動を行うための諸施設の建設・更新をするための費用、企業債の元金償還など。
資本費	シホンヒ	減価償却費と地方債の利息の合計額。
収益的収入	シュウエキテキシユウニユウ	一事業年度における企業の営業活動に伴い発生する収入（収益）で、サービスの提供の対価としての下水道使用料などをいいます。
収益的支出	シュウエキテキシシュツ	一事業年度における企業の営業活動に伴い発生する支出（費用）で、下水道に流された汚水を処理するための経費、施設の維持管理費、企業債の支払利息などのほか、現金支出を伴わない固定資産の減価償却費などの費用をいいます。

用語解説（その2）

用語	ヨミカタ	解説
純損益	ジュンソンエキ	一定期間における総収益と総費用の差額。黒字の場合は「純利益」赤字の場合は「純損失」で表します。
ストックマネジメント計画	ストックマネジメントケイカク	目標とする明確なサービス水準を定め、施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画。
接続率	セツゾクリツ	排水設備工事を行い実際に下水道を利用している人口の割合。 下水道接続率（％）＝下水道接続人口／供用開始区域内人口×100
地方公営企業法	チホウコウエイキギョウハウ	地方公共団体の経営する企業（公営企業）の組織、財務、身分を規定する、地方自治三法（地方自治法、地方財政法、地方公務員法）の特例として制定された法律。
長期前受金戻入	チョウキマエウケキンレイニユウ	固定資産を取得する際に財源となった補助金など自己資金以外のものについて、減価償却費と同様に耐用年数に応じて収益として計上するもの。
普及率	フキュウリツ	下水道を利用できる人口の割合。 下水道普及率（％）＝供用開始区域内人口／行政区域内人口×100
平均改定率	ヘイキンカイテイリツ	使用料算定期間中における現行使用料収入と新使用料収入の比率。 平均改定率（％）＝（改定後料金による収入見込み－改定前料金による収入見込み）／改定前料金による収入見込み×100
有収水量	ユウシュウスイリョウ	下水道使用料によって収益がある汚水量。
流域下水道維持管理負担金	リュウイキゲスイドウイジカンリフタンキン	県が管理する処理場において汚水を処理する経費に対し、処理場に接続している市町村が汚水量に応じて支払う負担金。